

社会福祉法人セントラル

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人セントラル（以下「法人」という。）の業務に従事する役員及び評議員の報酬及び法人業務を行った場合の費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、法人の理事及び監事をいい、評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(報酬)

第3条 理事長の報酬額は法人の財政状況、法人の運営状況、職務内容を考慮に入れ評議員会で決定する。なお、以下に定める報酬額、費用弁償額適用しない。

2 役員及び評議員が法人業務を行ったときは、次のとおり日当を支給する。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理 事	3, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
監 事	3, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
評 議 員	3, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円

3 交通費の実費が、実費弁償額の額を超える場合には、その実費とする。

4 理事において、施設本部事務局の職を兼務する者は第1項及び2項は適用しない。ただし職員給与に加え、役員兼任手当として 次のとおり支給する。

	報 酬 (月額)
役員等兼任手当	2 0, 0 0 0 円

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第4条 苦情対応第三者委員が、法人および事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、次のとおり報酬及び実費弁償費を支払う。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償
苦情対応報酬等	5, 0 0 0 円	実 費 額

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	そ の 他
実 費	5, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬の支払方法)

第6条 理事長の報酬の支払いは、毎月23日とする。ただし、その日が銀行休業日である場合は、再直後の銀行開業日とする。

- 2 日額の報酬の支払いは、年度終了後6月末日に現金にて支払う。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(改 廃)

第7条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

この規程は、令和元年6月28日から施行する。

この規程は、令和5年6月14日から施行する。

この規程は、令和7年3月18日から施行する。